

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三九三
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件 三九四
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件 三九五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件七件 三九七
- 第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した件二件 三九九
- 道路の供用を開始する件 三九九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三九九
- 福 島 県 企 業 局
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 三九九
- 福 島 県 病 院 局
- 随意契約の相手方を決定した件 三九九

告 示

福 島 県 告 示 第 五 百 四 十 四 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
せいふうケ アリハビ リ・ホーム 飯坂	福島市飯坂 町中野字御 荷越三七一	株式会社せ いふうケア	福島県郡山市小 原田四丁目一一 七	平成二十四年 一〇月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
Qアップス タジオ森合	同 市森合 字北向一四 一	ケアパート ナー株式会 社	東京都港区港南 二一六一一	同 年 八月一日	通所介護
指定小規模 多機能型居 宅介護事業 所「よすが」	伊達市梁川 町桜町一一 五一一	医療法人掛 田中央内科	福島県伊達市霊 山町掛田字西裏 四八一	同 年 同月二〇日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 介護
ハッピー愛 ランドほば らデイサー ビスセンター	伊達市保原 町字泉町一 一	社会福祉法 人北信福祉 会	同 県福島市南 矢野目字才ノ後 六一二	同 年 一〇月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
ハッピー愛 ランドほば ら短期入所	同	同	同	同	短期入所 生活介護 介護予 防短期入 所生活介 護
ものりみ らい	伊達市杏形 一八一	株式会社コ スモメディ カルサポー ト	同 県郡山市桑 野三一一二二	同	認知症対 応型通所 介護 介護予防 知症対応 型通所介 護

事業所の名称	事業所の所在地	事業所の主たる事務所の所在地
介護老人保健施設 泉崎南東北リハビリテーション・ケアセンター	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入五六	福島県郡山市八山田七一一五
事業者の名称	変更前	変更後
	財団法人脳神経疾患研究	一般財団法人脳神経疾患研究

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第五百四十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十四年十一月十六日

訪問看護ステーション	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端二一四	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 福島県済生会	同 同 同	同 同 同	訪問看護 居宅療養管理指導 予防訪問看護 介護 住宅療養管理指導
------------	------------------	------------------------	-------	-------	----------------------------------

(社会福祉課)

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	変更前	変更後
小規模多機能型居宅介護事業所 しろろ	福島市笹谷字谷地前二三一五	フジケア サービス株式会社	郡山市喜久田町卸一七二	郡山市喜久田町字上追池四八一

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第五百四十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十四年十一月十六日

介護支援事業所	字泉崎字山ヶ入一〇一	同	同	同
泉崎南東北訪問看護ステーション	同	同	同	同
南東北川俣居宅介護支援事業所	伊達郡川俣町大字鶴沢字池ノ上三〇一	同	同	同
介護老人保健施設 北川俣	同	同	同	同
介護老人保健施設 三春南東北リハビリテーション・ケアセンター	田村郡三春町大字山田字クルミヤツ三一一	同	同	同

(社会福祉課)

居宅介護支援事業所きぼう	同	同	同	同
シニアホームせ	同	同	同	同
んじゅ内	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	事業者の主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
ニチイケアセンター鎌田訪問看護ステーション	福島市丸子字富塚三五―一千和ハイツ三号棟東	福島市丸子字町頭一四―一

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚九番十九号ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 福島県福島市上倉字道添二番地
(変更後) 福島県福島市さくら一丁目二番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上倉字道添二番地

(変更後) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

3 変更した年月日

平成十九年十一月一日

4 届出年月日

平成二十四年十一月二日

5 届出をした者

株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい八木田店 福島県福島市八木田字榎内五十番
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 福島県福島市上倉字道添二番地
(変更後) 福島県福島市さくら一丁目二番地の一
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市上倉字道添二番地
(変更後) 株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市さくら一丁目二番地の一
- 三 変更した年月日
平成十九年十一月一日
- 四 届出年月日

平成二十四年十一月二日
届出をした者
株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミューズパーク福島 福島県福島市黒岩字堂ノ後七十八番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

三 変更した年月日
平成十九年十一月一日

四 届出年月日
平成二十四年十一月二日

届出をした者

株式会社ケー・エス・シー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
須賀川東部ショッピングセンター 福島県須賀川市北上町七十七番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 福島県福島市上名倉字道添二番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

三 変更した年月日
平成十九年十一月一日

四 届出年月日
平成二十四年十一月二日

届出をした者

株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字社前二の一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ダイユーエイト

代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上五

株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 株式会社ダイユーエイト

代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上五

株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

三 変更した年月日

平成十九年十一月一日

四 届出年月日

平成二十四年十一月二日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課振興グループに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いちい鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町本町百八十四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 福島県福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 福島県福島市さくら一丁目二番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

三 変更した年月日

平成十九年十一月一日

四 届出年月日

平成二十四年十一月二日

五 届出をした者

株式会社いちい

株式会社いちい

株式会社いちい

福島県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三の四

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 昭栄福島ショッピングセンター

(変更後) 福島ショッピングセンター

三 変更した年月日

平成二十四年七月一日

四 届出年月日

平成二十四年十一月六日

五 届出をした者

ヒューリック株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、鮫川漁業共同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十四年十一月八日次のとおり認可した。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 漁業権者の名称及び住所

鮫川漁業協同組合 いわき市川部町前の内四十六番地の一

二 漁業権の免許番号

内共第十号(鮫川)

三 変更の内容

第七条の表全魚種の部竿釣の項中「一 一年 七、〇〇〇円(投網を含む)」

「一 一年 七、〇〇〇円(投網を含む)」

む) 「」を 一般(共通) 四月一日から十二月三十一日まで 一〇、〇〇〇円 に改

めた。

第八条中「遊漁承認証(一)」を「遊漁承認証(第七条の表の遊漁者区分が一般(共通)である場合は、別記様式第二号による共通遊漁承認証。」を加えた。

第十一条を第十二条とした。

第十条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加えた。

(共通遊漁に関する特例)

第十条 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第二十条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二十条第一項の承認を受けたものとみなされる者は、同条第三項の規定にかかわらず、第七条の遊漁料の納付を要しない。

3 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証は、別記様式第二号の共通遊漁承認証とみなす。

別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号の次に次の一様式を加えた。

様式(2)

共通遊漁承認証 表

No.		共通遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。			
記			
遊漁者	氏名	年令	才
	住所		
承認期間	年	月	日から
	年	月	日まで
魚種	漁具・漁法		
遊漁区域	遊漁料		
発行者	発行者		
	円也	印	

裏

注 意 事 項
1. 本証を他人に貸与してはならない。
2. 遊漁の際は、本証を携帯すること。
3. 監視員の要求があったときは、本証を提示すること。
4. 遊漁者は、適当な距離を相互に保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十五年三月一日

(水産課)

福島県告示第五百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、久慈川漁業共同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十四年十一月八日次のとおり認可した。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 漁業権者の名称及び住所

久慈川第一漁業協同組合 東白川郡矢祭町大字中石井字上川原二百四十二番地

二 漁業権の免許番号

内共第十二号(久慈川)

三 変更の内容

第七条の表全魚種の部中「一竿釣・投網」一年 一〇、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)

「一竿釣・投網」一年 一〇、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)

「竿釣(共通)」一年 一〇、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)

所) 「」を

に改める。

第八条中「遊漁承認証(一)」を「遊漁承認証(第七条の表の漁具・漁法が竿釣(共通)である場合は、別記様式第二号による共通遊漁承認証。」を加えた。

第十一条を第十二条とした。

第十条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加えた。

(共通遊漁に関する特例)

第十条 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第二十条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二十条第一項の承認を受けたものとみなされる者は、同条第三項の規定にかかわらず、第七条の遊漁料の納付を要しない。

3 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証は、別記様式第二号の共通遊漁承認証とみなす。

別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号の次に次の一様式を加えた。

様式(2)

共通遊漁承認証 表

裏

共通遊漁承認証

注 意 事 項

下記のとおり遊漁を承認します。
記

遊漁者 (住所) (氏名)	(年令)
---------------------	------

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料

発行者
久慈川第一漁業協同組合 印

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
4. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者に迷惑になる行為をしてはならない。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十五年三月一日

(水産課)

福島県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字栄富字松山己八二七番一地从先から 同 郡同 町大字栄富字松山己八二七番三地从先まで	平成二十四年十一月一日

(道路計画課)

公 告

公告第三百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年十月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人つなごっぺ南相馬
- 三 代表者の氏名
今野 由喜
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区三島町三丁目八十九番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県民及び東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に係る被災者に対して、サロン活動や被災地の復興支援活動を通じて、地域復興、環境保全や社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年11月16日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第8号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表中 「株式会社東邦銀行 新さくら通り支店 郡山市」

「株式会社東邦銀行 新さくら通り支店 郡山市」

株式会社東邦銀行 八山田支店 』に改める。

附 則

この規程は、平成24年11月27日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける会津医療センター移転業務の委

託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成24年11月16日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
会津医療センター移転業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立会津総合病院 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
44,107,810円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(会津総合病院事務局)